

秦野市浄水管理センターへの発電設備等導入業務

(P P A方式)に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

秦野市

1 趣旨

地域脱炭素施策を推進している秦野市（以下「本市」という。）において、令和3年2月に表明した「2050ゼロカーボンシティ」、また、その達成に向けた足元からの取組を着実に推進していくため、令和4年3月に「秦野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、“水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市”の実現に向け、本実施要領は、その先行的取組として市内公共施設でのP P A方式による再生可能エネルギーの導入を実施するため、各種調査等を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

従って、専門性を要する調査及び事業実施体制の構築を実現するため、適切な業務遂行能力を有し、創意工夫のある提案が可能な事業者を選定する必要があることから、本方式を採用することとした。

2 公募概要

(1) 公募スケジュール

ア	公募開始	・ ・ ・ ・ ・	令和6年3月29日(金)	
イ	申請受付期間	・ ・ ・ ・ ・	〃	4月 5日(金) 午後5時まで
ウ	参加資格審査結果の通知	・	〃	4月 9日(火)
エ	質問書の提出期限	・ ・ ・ ・ ・	〃	4月12日(金) 午後5時まで
オ	質問書への回答期限	・ ・ ・ ・	〃	4月15日(月)
カ	企画提案書の提出期限	・ ・ ・	〃	4月22日(月) 午後5時まで
キ	ヒアリング及び審査	・ ・ ・ ・	〃	4月25日(木) <別途通知>
ク	審査結果の通知	・ ・ ・ ・ ・	〃	5月 2日(金)

(2) 事業概要

詳細は、別紙「仕様書」のとおり

ア 業務名

秦野市浄水管理センターへの太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）

イ 業務内容

秦野市浄水管理センター（以下「導入施設」という。）に自己の所有する太陽光発電設備や付帯設備等（以下「設備等」という。）を設置し、再生可能エネルギー由来の電力を当該施設に供給するとともに、設備等の設置・運転・維持管理等を行うもの。

なお、設備等は原則、事業終了後に撤去し原状回復することとするが、別提案をする場合は、この限りではない。

ウ 事業期間等

運転期間は、運転開始日から最長20年間とする。

ただし、施設の統合、廃止、用途・管理方法の変更等となった場合は別途協議するものとする。

エ 事業条件

本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の活用を条件とする。そのため、設備等の設置時期、運転開始時期等については、当該補助時事業の規定を鑑み設定すること。

オ 事業費用

導入施設に対して電気料金単価を提案すること。

なお、電気料金単価については、定額制（円／月）または従量制（円／kWh）のみとし、従量制の場合は月別または時間帯別に異なる設定は行わないものとする。

カ 付加提案

本プロポーザルにおいては、参加者が有する知識や技能、経験等を活かした提案で地域脱炭素の推進に資する提案をすることができる。

なお、付加提案は、本市がすべてを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて本市と参加者において引き続き協議するものとする。

キ 市内事業者の活用

設置工事にあたっては、本市の入札参加者名簿に登録されており、市内に事業所または営業所を設置している者を積極的に活用すること。

ク 事業実施候補者の選定

6項「6 審査方法」により事業者を選定するものとする。

3 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、本業務を行う能力を有する単独法人又は複数法人とする。複数の法人が共同で参加する場合（以下「共同参加」という）は、代表事業者を選定し、その代表事業者が手続きを行うものとする。

なお、共同参加の構成員は、単独で応募すること、または、他に応募している共同参加の構成員になることはできない。

また、応募申込期間終了後は、共同参加の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

- (2) 参加資格は、参加要件を全て満たしていることとする。

ア 過去10年以内に、再生可能エネルギーの利活用における導入計画策定

及び設置に係る業務の実績があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。

エ 本業務の公募開始日から契約までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

オ 秦野市暴力団排除条例（平成23年12月14日条例第18号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。

カ 国税及び地方税等を滞納していないこと。

キ 太陽光発電設備（出力300kW以上）をP P A方式により導入した実績を有すること。

ク 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添1）について確認していること。

4 参加手続き等

(1) 実施要領の公開

プロポーザル実施要領は、本市ホームページに掲載するほか、次のとおり配布する。

ア ホームページ掲載

令和6年3月29日(金)～4月5日(金) 午後5時まで

イ 配布場所

秦野市HPにおいて掲載

(2) 実施要領等に関する質問及び回答

ア 質問受付期間

令和6年4月12日(金) 午後5時まで

イ 質問方法

質問書（様式4）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールでのみ受け付ける。

また、件名を「秦野市浄水管理センターへの太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）」に関する質問」として、送信すること。

なお、質問内容は、当該業務に係る参加要件や参加手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者の情報等に関するものについては、受け付けない。

ウ 提出先

8頁「11書類提出先及び問合せ先」に同じ。

エ 回答方法

質問者に対しては、電子メールでのみ回答することとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の提出

ア 提出書類

次の提出書類にインデックスを貼り付け、A4ファイルに綴じたものを3部（正本1部、副本2部）及び全ての電子データを保存したCD-Rを1部提出すること。

なお、提出書類は全て横書きとし、使用するフォントはMS明朝体、文字サイズは原則12ポイント以上に統一すること。

(ア) 様式1 【参加表明書】（共同参加は様式1-1も提出）

(イ) 様式2-1 【企画提案書提出届】

(ウ) 様式2-2 【企画提案書】

(エ) 様式3 【同種業務受注実績報告書】

※ 同種業務とは、公共施設での太陽光PPA事業に限り、かつ、令和5年度末まで設置工事が完了し、PPA事業が開始されているものを言う。

イ 企画提案書の作成

(ア) 業務の実施体制（任意様式）

次のa～fに関することについて記入すること

a 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を示すこと。

b 施工計画

施工計画の概要、実施体制、スケジュールについて記載すること。

c 維持管理計画

運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（自家用電気工作物における法令点検・定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、スケジュールについて記載すること。

d 資金計画

工事費、運転管理、維持管理及び撤去等の費用、資金調達を含めた事業資金の計画について記載すること。

e 故障、緊急時の対応体制図

故障、緊急時の対応体制について記載すること。

f 事業実施中のリスクに対する対応
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(イ) 技術提案（任意様式）

導入施設ごとに設備等の設置について、設置方式を鑑み次の a～k の内容を踏まえ考え方等を含めて作成すること。

a 設備等の設置場所を示す図面と設置面積（㎡）

b 設置方法（架台等）

c 太陽光発電設備定格出力（kW）

d 想定年間発電量（kWh／年）

e 想定年間温室効果ガス排出削減量（t／年）

※ 温室効果ガス排出削減量は、年間の総量について根拠を示した上で算出すること。また、温室効果ガス排出削減効果の計測、検証方法を示すこと。

f 想定年間使用電力量（kWh／年）

g 想定単価（税抜）「定額制（円／月）および従量制（円／kWh）」

※小数点第2位まで記入すること

h 想定年間使用電気料金（円／年、税抜）

i 契約年数

j 災害時における利用方法について

非常時のシステム構造、蓄電池等を設置する場合には充電能力及びその出力（kW）

k 設備等の設置に関し配慮した事項

ウ 付加提案（任意様式）

参加者が有する知識や技能、経験等を生かした提案で、地域脱炭素の推進に資する提案とし、提案を遂行するための概略を3枚以内にまとめて示すこと。

なお、上記提案業務の工程表についても併せて提出すること。

エ 提出方法

封筒に「秦野市浄水管理センターへの太陽光発電設備等導入業務（PPA方式）プロポーザル参加表明書」在中と表記し、持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を本市に申し立てることはできない。

オ 受付期間

(ア) 参加表明書

令和6年3月29日(金)～4月5日(金) 午後5時まで

※ 令和6年4月9日(火)までに、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に参加資格確認結果を通知する。

(イ) 企画提案書提出届及び企画提案書

令和6年4月9日(火)～4月22日(月) 午後5時まで(必着)。

エ 提出先

8頁「11書類提出先及び問合せ先」に同じ。

オ 中途の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、書面により辞退届(様式5)を提出するとともに、電子メールにおいても、件名を「秦野市浄水管理センターへの太陽光発電設備等導入業務(PPA方式)に関するプロポーザル参加辞退」として送信すること。

5 ヒアリング

提出された企画提案書の説明及び質疑応答を求めるため、次のとおりヒアリングを実施する。

(1) 実施場所 秦野市役所(場所の詳細は別に通知する。)

(2) 実施日時 令和6年4月25日(木) (時間の詳細は別途通知する。)

(3) 実施方法

ア 時間配分は、説明15分、質疑応答15分程度を予定する。

イ 出席者は、担当者含め4名以内とする。

ウ ヒアリングは、提出済の企画提案書(紙媒体)により行い、追加資料の提出及び掲示は認めない。

エ ヒアリングは会社名を伏せて行うので、社章、名札等は着用しないこと。
また、会社名が特定できるような言動はしないこと。

6 審査方法

提案の審査にあたっては、市職員による審査委員会を設置し、次のとおり審査を行う。

(1) 参加者からの提案を基に、審査委員会にて別表審査基準に基づき採点を行う。

(2) 提案に対する審査員全員の点数を合計し、最も高い点数を獲得した者を優秀提案者とし、これ以外の者については、獲得した点数に応じて順位付けを行う。

(3) 参加者が一者のみだった場合は、その提案内容等を全審査員により検討し、

優秀提案者とするか協議し決定する。

7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加者全てに電子メールで通知する。
- (2) 優秀提案者は、本市ホームページで公表する。
- (3) 非選定となった事業者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面（任意様式）で、非選定となった理由（事業者の評価点のみ）を求められることができる。

なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

8 失格の要件

- (1) 提案期日を過ぎて提出書類が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合。
- (5) 2頁「3参加資格要件」を満たさなくなった場合。

9 事業実施候補者との協議

- (1) 優秀提案者を事業実施候補者とし、企画提案内容を踏まえ、本市との協議により委託業務の詳細な内容を決定する。
- (2) 事業実施候補者が本件の契約を辞退した場合、若しくは契約締結前に本市から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、優秀提案者の次点者を新たに受託候補者とする。

10 留意事項

(1) 費用の負担

本プロポーザルの参加に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとし、参加者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。

なお、本市は参加者に無断で本提案に関する目的以外で提出書類を使用し、情報を漏えいさせることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているデザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類については、後日、本市から参考資料を求めることがある。

(6) 契約の締結

選考の結果、事業実施候補者となった者と契約単価等について改めて協議し、随意契約の方法により本事業に係る契約の手続きを進めることとする。

11 書類提出および問い合わせ先

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所環境産業部環境共生課脱炭素推進担当

TEL:0463-82-9618

E-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp

【別表】 秦野市浄水管理センターへの太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）
審査基準

審査項目	審査する視点	配点
技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施にあたり、太陽光発電設備で発電した電力は自家消費量に対し十分であるか ・ 災害時の利用方法について、具体的な提案がなされているか ・ 想定される温室効果ガス削減効果は根拠が明確に明示された上で算出されているか。また、その効果の計測、検証方法は実現可能なものであるか ・ システム構成、設備設置容量や自家消費率の考え方等、提案の内容が明確で実現性があるか 	80
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の特性を生かした提案であるか ・ レジリエンス強化につながる提案であるか ・ 提案者独自の発想における提案であるか 	60
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施期間において、実現可能な実施体制が十分であるか ・ スケジュールに問題はないか ・ 事業実施中に発生するリスクについて対応できる提案となっているか ・ 公共施設への太陽光発電設備導入業務の履行実績があるか 	80
市内企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業を実施するにあたり、市内企業を活用する提案となっているか 	20
脱炭素社会への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者の脱炭素の具体的な取組の実績について 	30
費用対効果について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備で発電した電力に対し、最も効率的な自家消費として、費用対効果を高められているか 	30
合計		300